

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年6月11日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

4階男子トイレ腰掛便器詰り直し

2 履行(納品)場所

横浜市磯子区丸山 2丁目25番1号
横浜市立滝頭小学校

3 契約日

令和6年5月9日

4 履行日又は履行期間

令和6年5月9日

5 契約金額

33,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

4階男子トイレ腰掛便器が詰まり洗浄排水が滞る状態になったので、用務員が一通りの処置をしました。しかし、まだ排水をするとへりまで水が上がってきてから徐々に引いていくという状態ですので、このままでは使用することができません。よって、詰り直しの緊急の修繕を行います。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市一般競争入札有資格者名簿から、速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管

横浜市立滝頭小学校